

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）（保健医療政策課）

一 趣旨

国が定める水質管理目標設定項目の一部改正に伴い、水質試験の試験項目を増設するための改正

二 内容

水質試験の試験項目の増設

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）
六万六百七十円

三 施行期日

令和三年四月一日